

用地調査等業務共通仕様書【農地部版】 新旧対照表

改正日 令和8年10月1日
直近改正 令和7年10月1日

※下線が改正箇所

新	旧
用地調査等業務共通仕様書	用地調査等業務共通仕様書
制 定 平成 元年 4 月 1 日 <u>一部改正 令和 8 年 10 月 1 日</u>	制 定 平成 元年 4 月 1 日 <u>一部改正 令和 7 年 10 月 1 日</u>
第 1 条～第 11 条 （略）	第 1 条～第 11 条 （略）
（業務実績データの作成及び登録）	（業務実績データの作成及び登録）
第 11 条の 2 受注者は、業務請負代金額が <u>200 万円</u> 以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS 上において監督員の承認を受けなければならない。	第 11 条の 2 受注者は、業務請負代金額が <u>100 万円</u> 以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS 上において監督員の承認を受けなければならない。
なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。	なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。
2 （略）	2 （略）
第 12 条～第 57 条の 3 （略）	第 12 条～第 57 条の 3 （略）
<u>（土地調書の作成）</u>	
<u>第 57 条の 4 第 3 章及び第 4 章に定める業務の成果物により土地調書（様式第 6 号の 3）を作成するものとする。</u>	（新設）
第 57 条の <u>5</u> ～第 57 条の <u>7</u> （略）	第 57 条の <u>4</u> ～第 57 条の <u>6</u> （略）
第 58 条～第 127 条 （略）	第 58 条～第 127 条 （略）

様式第6号の3

土地調書

[illegible]

(新設)